

議事日程(第5号)

平成23年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第28号 高鍋町暴力団排除条例の制定について
- 日程第3 議案第29号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第30号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 認定第2号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第3号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第4号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第5号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第6号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第8号 平成22年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第9号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第10号 平成22年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第31号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第32号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第33号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第34号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第35号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 発議第4号 公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書
- 日程第20 発議第5号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第28号 高鍋町暴力団排除条例の制定について
- 日程第3 議案第29号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第30号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 認定第2号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第3号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第4号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第5号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第6号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第8号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第9号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第10号 平成22年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第31号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第32号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第33号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第34号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第35号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 発議第4号 公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書
- 日程第20 発議第5号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |

7番	中村	末子君	8番	黒木	正建君
10番	後藤	隆夫君	11番	青木	善明君
12番	松岡	信博君	13番	永友	良和君
14番	柏木	忠典君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	時任	伸一君
18番	山本	隆俊君			

欠席議員（1名）

6番 池田 堯君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐 昌敏君	事務局補佐	野中 康弘君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	原田 博樹君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	森 俊彦君
教育総務課長	黒水日出夫君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。御報告申し上げます。

昨日の一般質問終了後、14時から正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は23件で、うち報告5件については報告を受け、同意1件につきましても、既に本会議におきまして審議を終えたところであります。残りの認定10件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算5件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にその審査を付託され、審査を終えたところでございます。

新たに平成23年度一般会計補正予算1件、意見書2件の3件が追加提案されております。提出されております。執行部並びに事務局より、その内容について説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し、審議を行うことで出席議員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり3件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第28号

日程第3. 議案第29号

日程第4. 議案第30号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第4、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第3回定例議会に総務環境常任委員会に付議されました認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定について、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正について、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、審査を行った経過と結果の報告をいたします。

審査日時は9月13日から16日の4日間、審査場所は第1委員会室、全員出席のもと、所管担当部署の説明で慎重に審査を行ったところです。調査については消防機庫、第2部、第4部、固定資産関係で総合管理システム——GISについて行いました。

それでは、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、審査順に報告をいたします。

会計課の成果報告では、一時借入れを行わず、また利率の少しでも高いところへの預金を行い、わずかではあるが平成21年度より効率的な運営ができたとの報告でした。委員より、証明手数料がわずかであっても出ている。これを預金先と検討していただきたいとの要望が出されました。

次に、上下水道課では、合併浄化槽に対して、平成21年度と同様に62基が設置され、環境に優しい状況が一步進んだとの説明がありました。委員より、下水道区域世帯を除いて合併浄化槽設置にはどのぐらいの年数が必要かとの問いに、おおよそ90年かかるとの答弁がありました。

次に、議会が入り説明を受けました。

平成22年度は口蹄疫発生により、行政調査を行わなかったことにより、旅費の減額を行ったことが特徴的であり、高鍋で議会だよりを議員みずからが作成しており、非常に議会活動が住民に周知できたこともあわせて成果であるとの報告がありました。委員より、議会に対する関心度として傍聴者の数があるがどうだったかとの問いに、去年は議会に対して定数削減問題などが議論されたことにより、関心度がより多く、1回で134名もの傍聴者が来られ、別の場所で傍聴していただいたこともありましたとの答弁がありました。

また、議会は公平委員会、監査事務を行っているとの説明がありました。公平委員会では、平成21年度より平成22年度は会が開かれず、11.5%減との説明がありました。監査費については、10月に研修を行ったことなどが説明されました。

次に、総務課の報告を受けました。総務課では、総合的なまとめとして、7つの特徴を報告、1、住民参画による防災意識が新たに川田・黒谷地区で構築されたこと。2、グリーンニューディール事業で、今まで集中管理による空調であったものを部屋ごとに57台設置し、電気代の節約に寄与できたこと。3、カーブミラー設置などによる交通安全対策が前進したこと。4、防犯灯の設置補修、雇用促進事業による青パト防犯パトロール、消費者トラブルを未然に防ぐ啓発活動などによって、住民の安心・安全が確保されたこと。5、消防団8部と10部への小型ポンプの買い換え、第2部機庫の完成で町内全域の機庫が整備されたこと。6、職員の意識改革を行い、ここ数年庁舎内清掃など、積極的に行われるようになったこと。高圧洗浄機を購入し、外側も視野に入れた清掃活動が展開できたこと。7、選挙の年であり、投票率がアップするための啓発活動を行ってきたが、口蹄疫により中断をし、結果的には低い投票率であったが、啓発活動を行ったことにより、大幅なダウンはなかったことなどの説明がありました。

委員より、古紙引き取り料として歳入があるがとの問いに、庁舎で出ている古紙・ダンボールなど、職員みずからが仕分けをして売却したものであるとの答弁がありました。委員より、自主防災組織については何地区あるのかとの問いに、5地区ではあるが、高鍋町84自治公民館すべてが防災意識を持った自主防災組織であると考えているとの答弁がありました。

また、カーブミラー設置について、地区公民館から提案しないといけないということがあるが、要望が聞いてもらえないということがあるようですがとの問いに、確かに地区公民館要望を優先しているがとの返事がありました。

人材育成については、各種講座に出向いている職員の復命書の資料提出を求めたところ
です。

災害問題については、防災無線については聞こえる範囲でのスピーカー設置やハザードマップなどについて質疑が相次ぎました。

選挙の投票率についてはどうなのかとの問いに対して、政治不信が高鍋にも影響しているのではないかと考えているとの答弁でした。

税務課関係では、平成21年度と違う箇所は、今まで雑入としていた県民税の払戻分については、町民税の中に新たに精算払戻金としたとのことでした。

第2部と第4部の消防機庫については調査を行い、もともとありました古い消防機庫、これ、建設されたことから比較をしてきたところです。

税務課の方針は、現年度分徴収を方針とし、過年度分については滞納システム利用などで状況の把握が容易になり、収納率に大きく反映はできなかったものの、有効に活用できたこと、また、GISシステムの導入と航空写真を取り入れることで、詳細な固定資産についての確認が容易にできるようになったとの説明がありました。このGISシステムについては、調査を行いました、このシステムは使い方によっては災害時における一人、二人世帯、障害者などへの避難に際しての情報も共有できるとのことでした。また、緊急雇用予算を使って、土地・家屋の調査の要員を雇用できたことで、課税見直しなどに役立ったと説明されました。

次に、政策推進課関係です。地方交付税などの歳入に関しては、監査委員の意見書でここ何年かを比較してみたほうがわかりやすいとのこと、そちらのほうも参考資料として見ながら説明を受けました。

地方交付税は、基準財政需要が低くなったことによる増、また宝くじ助成を使って、雨天時にスポーツキャンプなどに使用できる多目的広場に屋内練習場を設置したことや町政運営の要である企画・企業誘致・広報・電算処理・町内巡回バス・地方バス路線維持に関する問題などは、多岐にわたる説明がありました。そのどれをとっても、町民生活に密着したものであることとの説明がありました。

平成22年度は口蹄疫が発生し、義援金の受け付けなど通常の業務とあわせて非常に過密であったこともあわせて報告されました。しかし、国からは国庫補助金として地域活性化経済危機対策臨時交付金などがあり、学校整備などが大きく前進したことが大きな成果であるとの報告でした。委員より、企業誘致に関してどのように推移しているのかとの質疑に、世界的な不況により、日本国内から海外へ拠点を移動する事業所が多く存在している中で厳しい状況であるとの答弁がありました。企業誘致に関してはパンフレットを作成し、県に働きかけながら、出かけながら、より多くの情報を集める努力をしてきたこととの説明もありました。

次に、町民生活課関係です。戸籍住民基本台帳など、戸籍業務とごみ問題など環境関係業務を担っており、その説明を受けました。住基ネットに関しては、新しいシステム変更を行い、より使いやすいシステムへと移行できたことで住民サービスがより前進できたとの説明がありました。環境関係では、ごみ収集に関する費用、し尿処理に関する費用、墓地関係に関する費用など、住民の生活に密着した部署として、特別な成果等はないかもしれないが、不法投棄監視や住民からのごみに対する苦情等があればすぐに出かけ、苦情に対しての対応を速やかにできたとの報告がありました。

委員より、町民生活課については機構改革によって環境関係が一緒になったがどうなの

かとの問いに、住民の方が転入されてきたときなど生活に密着しているごみ処理問題など細かに対応、説明できるようになったことが大変よいと考えている。それまで2階にあったために、わざわざ上がることが面倒くさいなどの声があったが、すぐに対応でき、徹底するメリットがあったとの答弁がありました。

また、不法投棄に関しては、内容物をあけて人のものが特定できれば注意して二度としないように説諭している。もし、同じことを同じ人が繰り返すようであれば、警察に届けたいが、現在はそのような事案はないとのことでした。

以上で、認定第1号平成22年度高鍋町歳入歳出決算関係部分については終了しました。

これより委員の討論を求めました。討論はなく、採決に入り、全員賛成で認定するものと決しました。

次に、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定について説明を受けました。

県下において、暴力団からの脅威に関し、各自治体で一掃するための条例制定の提案で県警からの要請もいただき、県下でも同じく提案されている内容であるとの説明でした。条文についての説明があり、委員からの質疑がありました。委員から、高鍋町には暴力団構成員など存在しているのか、また県内で把握している団体はあるのかの問いに、高鍋には存在は確認していない。また、県警からの情報として14団体、320名が存在していることが答弁とありました。

質疑が終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正について、担当課の説明を受けました。

寄附金控除については、現在5,000円が最低となっているものを2,000円に改正し、より寄附しやすい環境づくりを整えること、株式譲渡などに係る税の緩和措置をあと2年延長することや退職所得不提出に關しての過料限度額を3万円から10万円に引き上げるなど、税関係の各種改正が行われるとのことでした。詳細は新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

委員よりの質疑はなく、討論に入りましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分の審査と経過の報告をいたします。

全体的な内容としては、人事異動に伴う給料の増減または賃金として日当の単価が70円アップしたことにより、増額があったようです。

総務課関係の主なものは、消防のラップ隊に新しく5名が入隊し、制服・靴などの整備をすること、3月の東北大地震・津波被害によって消防団員が251名死亡・行方不明となり、この方々については、国が公務災害と認定されました。したがって、遺族への支払いが死亡者へは2,230万円あり、今までの積立金での支払いが不可能なため、消防団員の自治体条例定数に2万2,800円を乗じた金額を拠出することが求められたようで

す。

また、この金額については、後年度で国から配分されるとの説明がありました。委員から、まず、国からの通達資料が要求され、いただきました。それによると、公務災害のために積み立てを行っている基金では200億5,000万円が不足となり、その分を自治体に負担させるとの内容でした。委員より、本来このような場合、国がしっかりと補てんすべきであり、自治体への負担を求めるべきでないが、また後年度で負担するといいながら、わかる形で配分されたためしがないとの問いに、我々も当然同じ考えを持っているが、国からの求めであり、災害時への素早い対応をするのも大切であるとの認識を持っており、また後年度でという問題に関しては信頼するしかないとの答弁がありました。

選挙費に関しては、県議選挙が年度をまたがったことや選挙のなかったものを減額するとの説明でした。

政策推進課では、繰越金を財政調整基金、公共施設等整備基金に積み立てたい。これで財政調整基金については10億円を超すことになりまるとの説明がありました。

また、多目的としてつくられた屋内練習場について、バッティングマシンなどキャンプ用備品などを購入し、キャンプに間に合わせたいとの説明でした。

企業誘致に関しては、今まで県のコーディネーターをされていた方を企業などの訪問をしていただくための謝金としてであると説明がありました。委員より、この方が県のコーディネーターのときの実績はあるのかとの問いに、実績などに関しては教えていただけなかったとの答弁でした。このときには、ほかにも委員より多数の意見が出て、企業誘致に関して何とかして高鍋に雇用を生み出す企業誘致を図ってほしいとの意気込みがあったことを報告をしておきます。

委員の質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。只今から、産業建設常任委員会の報告を行います。

平成23年第3回定例議会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分の2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日から9月16日までの4日間、第3委員会室に産業建設常任委員4名が出席し、今回の2件の案件に係る関係課長及び関係職員の出席を求め、案件の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、産業振興課より、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について説明を受けました。

歳入の主なものは、県補助金として宮崎県消費安全対策交付金関係事業補助金、これは口蹄疫等の防疫対策補助金でございます。村づくり交付金事業、宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金など22件であります。県の委託金としては、松くい虫薬剤防除事業委託金等4件で、貸付金元利収入としては、大家畜導入資金貸付金元利収入等4件でありますとの説明がありました。

続いて、歳出については、農業振興費として青果物価格安定対策事業負担金、新生産調整対策事業費として高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金、畜産業費は全体の6,451万9,292円のほとんどが口蹄疫対策の防疫費と埋却作業に伴う費用であります。農地費につきましては、尾鈴関連の染ヶ岡地区調査計画書作成業務委託料、小丸川土地改良区補助金等であります。

地域振興費につきましては、四季彩のむら整備事業補助金、農村総合整備事業費は工事負担金として四季彩のむらの整備や農道整備として使用されました。農村施設費については、委託料として交流ターミナルの宣伝広告費が上げられます。農政企画費は経営体育成補助金、林業振興費としては林業整備加速化、林業再生事業費補助金、水産業振興費としては、例年行っている小丸川魚種放流及びアサリ・アワビ・稚貝放流の委託金であります。

商工振興費の中では、まちなか活性化事業補助金が大きなものであります。観光費については、観光振興による地域活性化促進事業委託料と観光協会補助金が主なものであるとの説明がありました。委員より、口蹄疫で家畜埋却に伴う水質検査の場所は何箇所かと

いう質問に対し、36箇所であるとの回答がありました。また、交流ターミナルの宣伝広告の内容はどうなっているのかとの質問に対し、ターミナルのテレビやラジオのCM作成や放映、新聞広告への掲載、案内看板、販売促進費などであるとの回答がありました。ふるさと雇用再生特別基金事業は、終了後も継続展開の予定はあるのかとの質問に対し、まだ今のところは検討していないとの回答がありました。

観光協会補助金の内訳はどうなっているのかとの質問に対し、海水浴場、キャンプ場の運営、桜まつりの開催などであるとの回答がありました。経営体補助金の使途はの質問に対し、新規就農者への補助と焼酎用麴米の精米機導入の補助であるとの回答がありました。地場産業振興対策補助金の実績はとの質問には、モーブーココの商品開発等がありましたとの回答がありました。

最後に、温泉の委託費が上がっているが、管理体制はどうなっているのかとの質問に対し、機械の管理については、町が委託し、お湯については職員が1日5回の検査を実施しているとの回答がありました。

次に、政策推進課より、歳入歳出決算の中の関係部分について説明を受けました。

歳入として口蹄疫による畜産業費寄附金、これは33件であるということと、補足として義援金についての説明がありました。委員より、町の義援金の人数についての質問がありましたが、1人で何回も持ってくる人もいるため、名前は把握できているが人数については把握できていないとの回答がありました。

続いて、農業委員会より歳入歳出決算中関係部分について説明を受けました。

まず初めに、今年度の農業委員会の決算については、22年度から開始された農地法改正に伴う農地制度実施円滑化事業の実施により、人件費を除けば歳入歳出ともに増加になっており、農地制度実施円滑化事業については農地相談員を配置することにより、耕作放棄地の指導や農地の利用調整に関する相談活動を実施している。また、口蹄疫関係では、農地保有合理化事業の実施により、歳入では手数料、歳出では報償費が増加しているとの全体的な説明がありました。

その後に、歳入歳出についての説明を受けました。

歳入について、県の補助金関係の主なもの、農業費補助金として農業委員会等交付金、農地制度実施円滑化事業補助金等であります。

歳出については、農業委員会費として報酬・賃金・委託料などが上げられます。負担金補助及び交付金につきましては、宮崎県農業会議負担金、高鍋町農業者年金受給者協議会補助金等であるとの説明がありました。委員より、幹旋委員会の回数と出席者の内容についての質問がありました。幹旋委員会の回数については、平成21年度の8回から16回にふえたこと、出席者については、農業委員、県公社、行政、それと土地を売る人、買う人などであるという説明がありました。

続いて、建設管理課より歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入については、商工使用料、これは高鍋駅前駐輪駐車場の使用料、土木使用料は道路

占用料、住宅使用料、この住宅使用料につきましては、収納も上がってきているとのことでした。国庫補助金は、土木費の国庫補助で道路橋りょう費補助金等4件でございます。委託金につきましては、河川委託で12箇所の水門操作委託です。県補助金では、建築物耐震改修費等補助金、委託金につきましては、9箇所の水門操作委託金です。

歳出についての主なものは、商工費の自動車等駐車場管理費、土木総務費は東九州自動車道対策費等4件です。道路橋りょう費は、道路新設改良費で町単独の道路改良費等4件でございます。河川総務費では、町が10%の負担をして県営事業で山下地区急傾斜地崩壊対策事業が実施されました。都市計画費では、まちなか景観調査業務委託料の総務費及び公園管理費です。

最後に、住宅費は住宅管理費として公営住宅の修繕料や地上デジタル放送対策工事費等でありますとの説明を受けました。委員より水門の管理についての質問があり、月1回の見回り点検を実施しており、23年度からは2箇所を除いて建設業者に委託しているとの回答がありました。この2箇所は、宮越と中須の2箇所でございます。また、住宅の長寿命化対策の状況はとの質問に対し、本年度中に委託調査が終了するとの回答がありました。

続いて、上下水道課より歳入歳出決算の関係部分について説明を受けました。

決算については、歳入はなく、歳出では都市下水道管理費の工事請負費で上江と火月の2箇所の浚渫工事を実施したものでありますとの説明がありました。

委員からの質問はなく、審査を終了し、まとめに入りました。認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、討論はなく、採決の結果、歳入歳出決算中関係部分について賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

初めに、産業振興課より説明を受けました。

歳入では、口蹄疫等埋却地管理支援事業委託金、観光寄附金等が主なものでありますとの説明がありました。

歳出では、農業費の畜産業費で埋却地管理支援事業補助金や農地・水保全管理支払交付金事業負担金ですとの説明がありました。商工費では、観光費の高鍋町観光協会補助金が主なものであるとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。

続いて、建設管理課より説明を受けました。

歳入の主なものは、土木費の中の、特に災害復旧費国庫負担金補助率66.7%で、6月の豪雨で崩壊した坂本・鬼ヶ久保線の負担金です。歳出の主なものは、道路橋りょう費で道路新設改良費の中の社会資本整備総合交付金事業で行っている箇所は東小から東中前と、ナフコ前の2路線です。

また、住宅管理費では、工事請負費として舞鶴団地の外灯設置、石原団地の水道管配管の取りかえ工事等が上げられます。公共土木施設災害復旧費としては、先ほども言いました、坂本・鬼ヶ久保線の工事費用が補助金事業に伴い上げられておりますとの説明があり

ました。委員より、ナフコ前の歩道はどのようになるのかとの質問に対し、道路の幅は変えずにナフコ側の歩道を広げ、反対側の歩道をなくし側溝だけにするとの回答がありました。

最後に、上下水道課より補正予算について説明を受けました。

歳入はなく、歳出では、公共下水道費について歳入調整のために減額をしたものとの説明を受けました。

議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についてすべての審査を終了し、まとめに入りました。討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、審査報告の中でまちなか活性化事業については私も一般質問しましたし、またほかの議員も一般質問を行っておりますので、大変注意深く聞かせていただいたところです。そのことについての報告が、余り簡単であったために、できれば委員会でどのような質疑・応答があり、また調査はされたのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、もう一つ、口蹄疫に関してなんですけれども、もっと早目の対処ができなかったのかなどの意見がなかったのかどうか確認をしたいと思います。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） はい、お答えします。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 済みません。はい、委員長、お答えします。

1点目の、まちなか活性化事業に伴いましての質問は、求めましたが質問はありませんでした。で、調査については、今回1人欠席で委員が4名でしたけど、それぞれの委員が日ごろからいろんなその光のモニュメント4箇所等もありますけど、見て回っているということで調査に行くということは上げられませんでした。

以上です。それと、2点目の口蹄疫のことに関しての、もっと早い対応ができなかったのかという質問等は委員からはありませんでした。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） まちなか活性化事業については、住民からいろんな声が出されてるんですね。だからこそ、議会でどのような関心度合いを持って、委員会がまたその中でどのような、注意深く進捗状況を見ていきながら、今年度のその状況をどう展開していくのかという状況を把握できるかどうかということ、やはり調査をしないと、全員で調査

をしないと、それは私も個人的には見ていきましたし、わかってらっしゃると思うんですね。だけど、そのことではなくて、議員は個人でできる部分もありますし、集団で行わないと、そのために常任委員会が設置をされているわけですから、やはりそのことを提案する委員がやっぱりその中にいなかったということは、非常に残念に、私は思われるんですね。

だから、まちなか活性化事業について、もう少しやっぱり注意深く見て、やっぱりその検討を大いに議論を交わしていくことが、まだ残り半年ありますので、まちなか活性化事業がもっと住民の方に認められるような形で終われば私はいいなと思ってますので、できるだけ今後の教訓としていただきたい、もう答えていただかなくて結構でございますけれども、やはり、私はちゃんと委員会で委員会調査を行うべきではなかったかと思いますが、委員長としてそれはどのように思っているのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 今の中村議員から言われたことは、本当にこのまちなか活性化につきましては大変問題になっていたところでもありますし、今回4名でしたけど、4名だけでも一応調査に行ってみるとか、そういうことが望ましかったんじゃないかなとは思いますが、また半年ありますので、言われたように、今度のまた委員会の中での課題として、これからまた産業建設常任委員5名でまた頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） おはようございます。平成23年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分と、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分の2件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、9月13日から16日の4日間、第4委員会室にて文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、説明を受け慎重に審査を行いました。また、調査においては、16日に図書館及び西小、中学校に行っております。

初めに、認定第1号中関係部分、町民生活課であります。国民年金事務費の主なものは、事務補助パート賃金分の支出と役務費の年金情報照会端末用電話回線使用料の設置であり、回線使用料が4万2,269円、手数料コピーチャージ料17万1,162円、年金情報照会工事料が3万9,000円との説明を受けております。委員より、国民年金事務の仕事の能率は上がったのかとの問いに、以前は、年金の被保険者が転入した場合は年金事務所に電話で照会をかけすべて口頭で聞き取って入力していたが、現在では、その端末で照会できるので作業能率が上がっているとの答弁でありました。

次に、社会教育課であります。主だったものを言わせていただきます。

まず、美術館について、委員より美術館に元気がないように思えるがとの問いに、企画展示は一昨年までは美術館長、専門員の方が企画をしていたが、ほとんど特別展以外はお金が発生しないようなものをしてきたこともあり、インパクトが弱かったのではと考えている。今後について、美術館の意見では、ある程度予算をかけてみんなが来たくするようなことをしたい。また、商業、商工会議所とのタイアップをし、町全体でこれから運営していくことも必要ではと考えているとの答弁でありました。

次に、学校支援地域本部事業について、委員より、地域コーディネーターは2名だがこれに参加している団体と人数はとの問いに、現在では136名、団体として読み聞かせグループが3団体、高鍋舞鶴ライオンズクラブ1の計4団体であります。企業としては高鍋自動車学校が登録してもらい、交通安全教室をしてもらっているとの答弁でありました。

次に、コミュニティー助成事業補助金について、委員より、3地区、堀の内、上江団地、川田地区ということですが、何件ぐらい申し込みが来ているのか、また、今後の予定はとの問いに、現在申し込んでいる地区が20地区あり、それを待っている状況である。ことしは2地区予定しているとの答弁でありました。

次に、図書館について、委員より古文書の修復は毎年予算を組んであるのかとの問いに、古文書の修復は、昭和63年から始まっております。当初、修復の技術を学びたい方を募り、講習会を10日ほど行っております。そして、当時12から13人から何人か選び修復をしてもらっている。平成に入ってから5年ほど空白があり、予算上の関係でしていなかったが、また予算化され、今日まで修復を行っているとのことでありました。

ちなみに、高鍋藩関係の記録を入れると1万9,000ほどの古文書があるということで、そのすべての修復を目指している。年間2名で60から80冊の修復をしているとの答弁でありました。

次に、健康福祉課であります。委員より、歳入の児童福祉施設入所費用徴収金について、担当課の職員は平均すると何日ぐらい徴収に行っているのかとの問いに、基本電話で連絡し、連絡がとれ次第、随時行くことにしている。この日に何件回るかは決めていないとの答弁でありました。

次に、高鍋町社会福祉協議会に対する補助事業及び高齢者等相談支援事業委託について。委員より、実績はとの問いに、相談事業の延べ相談件数は202件であり、生計に関する

相談72件、財産に関する相談20件、人権・法律に関する相談は36件、その他74件あったとの答弁でありました。

緊急通報システム事業について、委員より設置者数はどの問いに、緊急通報の設置者数は現在23名であり、委託先が月1回定期通話を行い、翌月初めに前月分の報告が上がってくるとの答弁でありました。

次に、日中一時支援事業について、委員より、日中一時支援事業の利用者はどの問いに、主に高校生以下が全体の8割近くを占めており、延べ利用者数は2,457人であったとの答弁であります。

次に、人口透析通院交通費助成について、委員より自家用車を認めていないのは何年からかとの問いに、21年度から実施している。近くの病院に行かれる方も透析を受けた証明書を持って申請される方もいたので、適正化を考え領収書のとれる公共交通機関のみとしたとの答弁であります。

次に、放課後児童クラブ委託事業について、放課後児童の安全の確保に欠かせない事業であり、年々希望者が増加している。定数に対して実数が多いことから1教室の面積では狭くなっているため、けがしないよう安全には特に気をつけて事業を行っているとの報告を受け、委員より、隣の教室を借りることはできないのかとの問いに、学校・園の考えもあることと、もう一つ教室を借りることになると、目が届かなくなることなど人件費がかかること等、現状では難しいとの答弁でありました。

次に、市町村地域自殺対策緊急強化基金事業について、委員より成果はあったのかとの問いに、美術館でフォーラムを開催したが、内容が重いということもあり参加人数が少なかったとの答弁であります。また、平成22年度の自殺者は4人ということでありました。

乳児家庭全戸訪問事業について、訪問件数203件、実施率は99.5%であります。核家族が多いことから、子育て家庭が孤立することが危ぶまれる中、本事業では母子保健推進員や町の保健師、看護師が訪問することで、産後早期の子育て家庭を支援しております。遊びの教室では、前年度と比べ若干落ちておりましたが、これは口蹄疫の関係で実施を2回見送っているためであります。

次に、教育総務課であります。委員より、給食食用廃油はリッター当たり50円で引き取ってもらっているようだが、この廃油は何に再生されるのかとの問いに、精製して肥料やボイラーの燃料になると聞いているとの答弁でありました。

次に、教育研究所事業では、平成19年度から取り組んできたふるさとへの愛と誇りを持つ児童生徒育成を研究テーマに、研究員8名が共同研究を行っているということでありました。また、地域素材、DVD教材をさらに充実させるために素材を追加、またパネルも作成し、事業実践に必要な教育整備、工夫が進められたとの説明を受けております。

次に、適応指導教室運営事業、相談員を1名雇用し、不登校傾向にあった児童生徒に適応指導教室で学習支援を行ったほか、学校生活への適応指導を行っている。通級児童生徒8名、改善が図られた児童生徒数6名、指導日数174日、相談件数43件であったとい

うことであります。委員より、通級児童生徒とはとの問いに、中央公民館に設置している教室に行くことを通級といい、月曜から金曜の午前中のみ実施しているとの答弁でありました。

次に、学校施設耐震補強設計業務委託事業について、委員より、大規模地震等の想定と耐震補強の基準はとの問いに、震度6から7程度の規模の地震を想定している。学校施設は耐震の基準はI s 値——これは構造耐震指標といいますが——が0.7未満の建物が耐震補強の対象となることの答弁であり、東小第4棟のI s 値が0.54、西小学校の第2棟が0.53であったとのことでありました。

次に、高鍋東小学校第1棟屋上防水工事について、この工事は10年保証となっているため、学校と連絡を密にし、工事箇所について新たに雨漏りが発生した場合に随時施工業者へ指示し、迅速な補修対応を行っていききたいとのことでありました。

次に、高鍋西小学校県道沿いの土地購入について、委員より土地の活用はとの問いに、以前は雑木林であり、見通しが悪く安全面に問題があったが、更地にすることで登下校時における生徒の安全確保につながった。今後も建物を建てることはせず、プランターなどを設置して安全確保に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、中学校備品整備事業について、新田原飛行場再編関連特別事業補助金を活用し、老朽化した学校備品を購入、東中、机・いすは330組、西中、310組を購入しております。これは、今回一新したことで机・いすにあったささくれなどで制服を傷めることがなくなり、生徒・保護者に喜ばれていると聞いております。

スクールアシスタント派遣事業について、相談件数が生徒127件、保護者9件、家庭訪問件数19件であり、適切な助言を行うことで生徒が抱えている家庭や学校、友達の悩みを引き出すことができ、解決に結びついたとの報告を受けております。

次に、学校給食費食器整備事業について、先ほど言いましたが、新田原飛行関連の特別事業を活用し、購入から15年以上経過し老朽化していた学校給食用の食器から環境ホルモンや酸化防止剤等の添加物を使用していないポリエチレンナフタレート製の食器を購入することで、安全性の高い給食を提供できるようになったとの報告を受け、委員より、ポリエチレンナフタレートの食器の耐久性はとの問いに、メーカーのホームページによると使用回数は約1,000回程度が目安であります。したがって、耐用年数は学校給食の場合年間200回との使用として5年から6年に相当するとの答弁がありました。

以上で、すべての質疑が終わり、認定第1号平成22年度高鍋町歳入歳出決算中関係部分について反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分であります。

初めに、社会教育課です。教育費社会教育費社会教育総務費の職員手当等は人事異動に伴う人件費の調整、負担金補助及び交付金はコミュニティー助成事業補助金として500万円計上しております。財団法人自治総合センターからの助成金を充当して、今回

牛牧と大工小路、自治公民館の備品整備事業に対して、各々250万円ずつ補助するとの説明を受けております。

次に、教育費にある文化財保護費の報償費についてであります。串間市で市民秋祭りが11月に開催され、高鍋町から伝統芸能の団体を出演してもらうための謝礼である。旅費は串間市民秋祭りに出席するための旅費と、朝倉市文化交流の事務協議のための旅費であります。同じく需用費は武見敬三氏からの寄附金を充当し秋月墓地の環境整備用品清掃用具等と緊急雇用創出事業にかかわる文化財管理用品の購入費用と燃料代を計上しております。使用料、賃借料は串間市民秋祭り参加に伴う高速道路使用料と宝くじわくわく劇場をことし10月16日に予定しておりますが、その公演者との打ち合わせをした結果、機材等の不足があるということで、その費用を計上したとの説明を受けております。

保健体育総務費需用費であります。郡の町村対抗駅伝大会及び県市町村駅伝競走大会出場者選手用のベンチコート19着分の購入を計上しているとのこと。

次に、健康福祉課であります。老人福祉委託料です。災害時要援護者マップ作成委託は、65歳以上の高齢者約5,400人全員の生活圏域ニーズ調査にあわせて災害時に援護を必要とする高齢者に手を挙げていただいて調査し、個人情報の共有と目的外使用の本人同意を得た上でデータベース化してマップを作成するとのことであり、委員より、災害時要援護者マップ作成の援護者は独居だけなのかとの問いに、独居だけでなく自力避難が困難な方も対象である。また、この情報は総務課と健康福祉課が共有するとのことであり、

また、その答弁を受け、次に、警察と消防は共有できるのかとの問いに、現在2端末しかないということで庁舎内この2課だけであると、ただし、要援護者登録申請された方の個人情報は、警察・消防・地区公民館役員・民生委員にオープンにすることを同意してもらって申請してもらっています。警察のほうで見たいと言われれば見せることになるとの答弁でありました。

次に、備品購入費であります。認知症予防作業療法システム、ITを利用した作業療法システムで、タッチパネルを利用してゲーム・クイズ・簡単な算数等を行うとのことであり、また、10台ほど今回購入する予定であるとのことであり、

介護予防教室地区のサロン健康講話をする際に、これらのタッチパネルを持ち込み楽しく認知症予防をしてもらうとの説明を受けております。

また、工事費98万円に関しては、健康遊具設置に係る費用であります。

次に、障害福祉費です。陶芸でつなぐ視覚障害者サポート事業を実施するために電気陶芸窯、電動ろくろ、陶芸用削り道具、手回しろくろを購入する予定との説明を受け、委員より陶芸関係を購入するに至った経緯はとの問いに、視覚障害者の方々が陶芸の教室をしています。視覚障害者は行政や一部のボランティアと接する機会はあるが、一般の子供たちと接する機会がないのでその点をサポートしたい。行政として後押しするため今回の事業を提案し、陶芸関係器具を購入するに至ったとの答弁でありました。

次に、児童福祉総務費です。需用費消耗品費では、子育て応援フェスティバルのスタッフジャンパー・看板・のぼり旗の作成、印刷製本費では、子育てガイドブックを予定しております。備品購入費はテントを購入し、子育て応援フェスティバルやその他イベントで使用したいとの説明を受け、委員より、ジャンパーは具体的にいつ使うのか、フェスティバルだけなのかとの問いに、ジャンパーは子育てに関する各団体施設の方で着てもらい、子育て応援隊としてPRできないかと考えているとの答弁でありました。

次に、衛生費保健衛生費であります。予防費の償還金利子及び割引料は、県補助金返還金は新型インフルエンザ予防接種事業実績により、超過交付金の返還分であります。健康増進事業費の需用費は、子宮がん検診受診票の様式が変更されたことと、大腸がん検診について受診勧奨を行うことになったことで、受診票が不足したためであります。委託料、健康診査委託は肝炎ウイルス検査の受診勧奨を実施するため、受診者は当初予定よりも多くなったために委託料を増額するものであります。

最後に、教育総務課であります。問題を抱える子供等の自立支援事業費は、交付決定がことしの6月21日であったため、当初予算に組み込めず今回予算計上したものであります。東小学校の修繕料は、第1棟の出窓漏水補修、第4棟の機械室屋根の防水修理補修であります。工事請負費は、第4棟の耐震補修工事で計上しております。学校給食費の給食センター費、食器を煮沸する温度センサーが誤作動を起こしている。この誤作動によって食中毒になる可能性があるということで、緊急的に予算をつけたとの説明を受けております。

以上、すべての質疑が終わり、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 学校関係の整備がより進んだという報告があり、詳しい内容についてもありましたけれども、耐震の問題で、今、東北沖の地震の問題で、やはりマグニチュードが高くなってきている部分がありますので、そのことについて何か意見が出されなかったかどうかお伺いしたいと思います。

また、図書館の整備について、活用がどう図られてきたのかということの報告がなかったように思います。それと、古文書の修復を行うことによって、どういう成果があるのか、ただ自己満足じゃないのかということと、私が文教福祉の委員をしていた中で、具体的なそういう古文書を修復することについての、いわゆる透明性がなかったということもあって、かなり古文書修復に関してはシビアな意見を私も出させていただいたし、また、周

りの意見もそのようにあって、なかなかその方向性が見えてこないということで一時古文書修復については、予算が控えられたという部分もあったんですね。だから、その辺の経過は多分今度の委員会でもお聞き及びとは思いますが、どうなってきたのかということ、成果がどうだったのかということをお知らせがあったのかなかったのか、審査の中でそういう質疑があったのかないのかということも含めて、詳しく聞きたいと思っております。

美術館運営については、3点目なんですけど、美術館運営については元気がないという質疑のところだけ報告されて、あとは、具体的な内容については報告をされなかったものから、具体的にはやっぱり何かあったのか、去年は口蹄疫があったために閉鎖された期間というのがひょっとしたらあったのかもしれないので、そのこともあわせて、何か具体的に成果としての報告の、認定ですので、成果としての報告がなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） まず、耐震問題で、その地震が大きくなっているということでもよろしかったと思うんですけども、話の中で、その耐震構造という0.7以上ということなんです。それとは別に、また学校の校舎自体を本来であれば4階から5階、建て直すということも必要ではないかということで、今の国のほうを考えているというお話は受けております。そうですね、まあ、そういうことになります。

で、図書館の活用ということなんですけども、これに関しては特段ちょっと意見が出ておりませんでした。

で、古文書の成果という、修復することについて透明性ということなんですけども、こちらのほうも、その説明で受けておりますが、それについての透明性とかそういう話にも質疑はございませんでした。

で、美術館の具体的な内容ということなんですけども、これに関しては、済みません、先ほどの図書館の活用ということで質問はありませんでしたが、説明のほうで、今回委託料の再編交付金を利用して、図書館システム導入委託料を支出しているということで、これに図書館の貸し出し、返却等をバーコードで管理する図書館システムを構築しております。これにより、貸し出しや返却のスピードアップが図られ、利用者の利便性が向上したと考えているという成果報告が上がっております。

最後に、美術館の具体的な内容ということなんですけども、こちらのほうは今回の主な事業としては辻野精一画展ですか、あと、鳥原茂之さんの作品展など企画展及び個展を9回開催しているということでもあります。口蹄疫のため、そのうちの一つを開催期間中中止、で、3つの企画等を中止していたという話であり、入館者は多目的ホール及び実習室を含め、延べ1万5,409人、前年度比が2,613人ということでかなり減っているという報告を受けております。

また、高鍋高校美術科書道展、文化教育の推進や地元の文化活動の発展とかには美術館を使用していたと。でまた、先ほど言った特別展に関してなんですけども、女優として著

名な東ちづるさんのボランティア体験をつづった絵本と、「まんが日本昔ばなし」の作画である前田康成さんの展示を行っているということで開催してました。で、こちらの期間中の入館者数なんですけども、1,535名ということで成果としては、広報不足であったためか見込みより減少していたという成果報告は受けております。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑は終わります。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと私の聞き違いだったら申しわけないんですが、陶器窯ですよね、これの、だから、今度購入するということなんですけど、実は、これ以前に購入されていた陶器窯もあるんですが、これの活用はどうなっているのかということは報告はされなかったんでしょうか。それとも、もうその以前に購入した陶器窯については壊れてしまったのか、どうなったのかということがちょっと気になる場所なんですけど、やはりあのときもそういった視覚障害をもってらっしゃる方のためということで、この陶器窯を購入されたいきさつがあるんですね。だから、それがあはずなのに、それがまた何か新しくこれを提案したみたいな感じの説明だったので、委員長の報告だったので、私、非常にこう奇異に感じた部分があったんですね。これはもう、以前にやはり視覚障害者のために陶器窯を買って、やっぱり何でかっていったら手づくりでこうできるものであるから非常に役立つんだというようなことで、あのときに私たちも提案を受けたいきさつがありますので、そのことについて何か提案がなかったのかなとちょっと気になったんですけど。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 今先ほど、7番議員がおっしゃられた、そのろくろ、そちらのほうのお話は今回の質疑の説明にも質疑の中にも出ておりませんでした。以前購入されたということは、済みません、私のほうが、それは聞き及んで、まあ、委員全員聞いてはおりません。ですので、その質問に関しては全くありませんでした。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

ここで、25分から再開をしたいと思います。休憩したいと思います。

午前11時15分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

産業建設常任委員長より発言を求められておりますので、許可したいと思います。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 先ほどは済みません、訂正をお願いします。

建設管理課のほうの決算報告と補正予算の中の報告の中で、道路キャクリョウ費と読み間違えました。道路橋りょう費に訂正をいたします。済みません。

○議長（山本 隆俊） これから、1議案ごとに討論・採決を行います。

まず、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第1号平成22年度一般会計決算認定に反対の立場で討論を行います。

平成22年度は、4月20日に口蹄疫発生後高鍋町での発生を防ぐべく消毒作業などに終わり、自治体本来の仕事が停滞する状況下にありました。その中にあり、投資的経費が予算のうち9.8%と少ない中でも学校施設整備など、長年の懸案事項であったものが速やかにできたのは、ここ3年間で国からの自治体に対する特別交付金などが大きく寄与したものだと思います。しかし、口蹄疫関係では、当初から道路封鎖などに関しての特例は認めないとの判断はどこでなされたのかわかりませんが、高鍋にも発生してしまいました。その直後、共産党の政府交渉では消毒機材や道路封鎖、埋設地確保、畜産農家への時価補償などに関しての特別に要する資金に関しては配分するとの返答をいただき、高鍋町へも要請をしてきました。しかし、そのことを深く理解されていたのか、国の資金に対する信頼がなかったのか、高鍋町への配分は大変低いものでした。

また、口蹄疫で疲弊したのは商店街だけではありません。お聞きしたところ、耕種農家への被害状況は調査がなかったのか、支援はなかったようです。私は、自治体の仕事は住民要求に素早い対応ができるように、県や国に働きかけ、早急な対応をするのが大事であるとの考えを持っています。元の農林水産副大臣が本を出されました。その中には、自治体の対応にも触れられている箇所があります。自治体の仕事の中で求められるのは、災害時における素早い対応と柔軟な発想、人材を適格に動かしていくことではないでしょうか。このような中であって、お金の使い方には十分に配慮すべきだと思います。決算認定で一番大切なことは、どのような成果が見られ、改善すべきところは大きい決断をもって行うという、当たり前のことを首長として行うことが大変低かったのではないかと判断をして、反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する各委員長の報告は認

定とするものです。この決算は各委員長報告のとおり、認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 認定第2号

日程第 6. 認定第 3 号

日程第 7. 認定第 4 号

日程第 8. 認定第 5 号

日程第 9. 認定第 6 号

日程第 10. 認定第 7 号

日程第 11. 認定第 8 号

日程第 12. 認定第 9 号

日程第 13. 認定第 10 号

○議長（山本 隆俊） 日程第 5、認定第 2 号平成 22 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、日程第 13、認定第 10 号平成 22 年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 9 件を一括議題といたします。

本 9 件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、平成 23 年第 3 回高鍋町議会定例会において、特別会計等決算審査特別委員会に付託されました認定第 2 号から認定第 10 号まで 9 件の審査の経過と結果につき御報告申し上げます。

日程は、去る 9 月 9 日、9 月 12 日、9 月 13 日の 3 日間です。第 3 会議室において、議長、議会選出監査委員を除く、また、病欠池田議員、残り 13 名全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め、審査を行いました。

まず、認定第 2 号平成 22 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額 29 億 3,400 万円、歳出総額 26 億 8,400 万円、実質収支 2 億 4,900 万円の黒字となっております。歳出の中で積立金 1 億 4,500 万円を加え、結果として積立金総額が 2 億 6,715 万 3,000 円となっております。

また、繰越金 3 億 300 万円の計上がされており、一見すばらしい数字だとお見受けしますが、これは県からの昨年度における借入金 8,800 万円が含まれているためであります。今年度から 5 年間にわたり返済せねばならないものです。高齢化や 1 人当たりの医療費の伸び、後期高齢者支援金等の増加などがあり、国保を取り巻く情勢は厳しくなっていくことが予想されますので、依然として徴収率アップへの努力、経費節減等、3 年前に作成されました高鍋町国民健康保険事業運営健全化計画に基づいて、さらに努力をしたいとの説明でした。

質疑に入り、まず、滞納整理システムがどのように活用されて効果を上げているかということの質問がありました。また、徴収嘱託員の日夜の徴収活動の努力や健康づくりセンタープール利用による予防効果などがどのようであったか、また、今プール普及員の役割はどんなものかということについて説明が求められました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号であります。高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について、歳入総額89万7,000円、歳出総額89万7,000円で差し引き額ゼロです。この会計は本年度をもって終了するとの説明があり、質疑で、清算分については来年以降一般会計で処理することとなっているが、これはなぜかという質問。法律でそのように決まっているとの回答でした。

審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額4億625万7,000円、歳出総額4億512万7,000円、差し引き113万円の黒字。歳入のほうでは、料率改定のため保険料が2.8%の減、繰入金が4.4%の増。歳出では、医療費が増加し、広域連合納付金が4.4%の増、この傾向は今後とも予想されるもので、国は高齢者医療制度につきまして存続と廃止を含めた議論で今検討中であるとの説明を受けました。

質疑に入り、めいりんの湯の温泉券の追加支給の要望はないか、家から外になるべく出すことは健康維持にはよいのではないかというような質問に対し、75歳以上の方からの具体的な要望はないとの回答でした。

審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、歳入総額4億1,296万円、歳出総額4億52万円、実質収支1,244万円の黒字であります。平成22年度までに整備された事業量は、管渠総延長44.2キロメートル、面整備累計は197.8ヘクタールとなり、普及率は31.6%、2,944世帯、対象住民が6,749人となっております。

質疑に入り、浄化センターの機器類の老朽化が進み、長寿命化対策の調査委託をしているが、これは必要であるのかどうか、国や県の補助が見込めるのかどうか、これに対し、回答としまして、五、六年の補助事業を念頭に、関係機関と話を進めているとの答えでした。

また、これは下水道料金未請求事案についての質疑があり、資料が配付され、大変な努力がなされて、当初580万円を超えてた未収があったものが、現在残額364万5,000円まで回収したとの報告でした。後日、この回収経費、これ、出張していろんなところへ行かれてますが、経費がかかっております。後で報告されることになりました。審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成22年介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額1,150万6,000円、歳出総額1,027万9,000円、差し引き122万7,000円のプラスであります。質疑に入り、開催回数と件数は幾らか、開催件数は96回と審査件数は5,135件、前年比161件の増であるとのこと。介護予防事

業所は何箇所になったのか、昨年までは2箇所、ことしから7箇所になったとの回答でした。審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額13億7,429万円、歳出総額12億5,927万円、差し引き1億1,502万円の黒字となっております。基金積み立てが5,993万円増えまして、現在高は1億9,000万円になっております。質疑に入り、有料老人ホームとかそういうところで既に入所してる方が併設されているデイサービスセンター利用をした場合の事実確認というのはだれがするのかという質問で、これに対し、直接には調べられない、県の調査をもってしか対応ができないということでした。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額325万1,000円、歳出総額315万9,000円、差し引き9万2,000円のプラス。質疑に入り、未清算者は何人か、金額は幾らか、回答として残りが11名、324万4,958円であるとの答えでした。また、資金調査の効果はという質問に対し、なるべく法的手続によらず、訪問等繰り返し努力したいとの回答でした。

審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、昨年は、口蹄疫のため水使用料は減ったものの歳入総額2,386万円、歳出総額2,053万円、差し引き330万円のプラス、事業開設に一般会計からの繰入金※5,100万8,000円を繰戻し、積立金として625万2,000円を積み立てることができたとの説明がありました。質疑に入り、積立金の目的は何かという問いに、突発的な修理等の備えであるとの回答でした。審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号高鍋町水道事業会計決算について、収益的収支において、収入総額4億2,134万7,494円、支出総額4億1,809万8,862円、差し引き324万8,632円の黒字、修繕引当金520万円を計上されておりますので、実質収支は844万8,632円の黒字となるものです。

給水件数は8,590件で前年比207件の減、これは大学移転に伴う学生の転出が大きいのと思われます。質疑に入り、企業債の借りかえはという質問に対して、7%以上のは平成19年に実施済みで、国が示した基準があり、その後実施はしてない。また漏水調査の効果はという質問に対し、有収水量が89.7%で県内平均86%を上回っている。効果があらわれたとの回答でした。

審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上で、特別会計等決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第10号まで審査の経過と結果についての御報告といたします。

※後段に訂正あり

○7番（中村 末子君） ちょっと違う……

○議長（山本 隆俊） 違う。ちょっと休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） はい。ごめんなさい。認定第9号の金額のところで金額のけた間違いを読んだそうです。開設時に一般会計から繰り入れました510万8,000円、これを今期で繰り戻したということです。訂正しておわびいたします。どうも。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

これから、1議案ごとに討論・採決を行います。

まず、認定第2号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第2号平成22年度国民健康保険特別会計決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険税が医療費の伸びに追いついていないとの判断で医療費算定の伸びを5%から7%に引き上げられました。そのことが残金を生み、基金積み立てに大きく貢献したことは揺るぎない事実です。しかし、そのことで不満が出たのは、病院に行かない世帯の方々です。また、全額支払っても税にはほど遠い方々も一様に不満の声が寄せられました。高鍋の住民の方へのこのような周知が不足しているのではないのでしょうか。

昨年より、私は国保審議会に参加させていただきましたが、常に上位医療費支払いの実態を広く示し、住民への健康志向の啓発に取り組むべきとの視点で述べています。しかし、厚生労働省は特定健診について、35%以上のノルマを与え、ペナルティを与え、躍りになっていますが、その効果はどのように出てきているのでしょうか。満腹でえさを与えても食べない動物と一緒に、世の中はサプリメントが溢れ、それを飲んでいけば病気にならないとの神話がいつの間にかテレビなどを通じて、私たちの認識の一部になっているのではないのでしょうか。私は、病気になってしまわれた事実はどうしようもないと思っております。しかし、これからその病気を、疾病を引き起こすのではないかとすることに注意を促していけば、何とか医療費の抑制につながる行政を行うことをいつでも提案をしてみました。20年、私は言い続けてまいりました。

医療費が少ない自治体を検証してみると、人口が少なく、手の届くところに住民が存在をしているところばかりでした。しかし、家庭に訪問して、その人の健康状態を常に把握している状況をつくっていかなければ、いつまでも医療費の増加はとめることができませ

ん。もっと予防について予算化を行い、健康家族であっても家庭訪問を行い、将来の医療費を少なくする自治体を希望して、反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第5号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成22年度介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第6号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第7号平成22年度介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。

高鍋には、有料老人ホームが多数設置されました。また、その敷地内にデイサービスが設置され、介護保険利用を促され、その費用が大幅に伸びております。高鍋には、84の自治公民館が存在します。それを利用したサロンはわずかです。その利用を促す、それを自治体が支援する状況への考えは及ばなかったのでしょうか。介護予防を含めて、枠を撤廃して支援することが最重要課題であると考え、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第7号平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第9号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成22年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第10号平成22年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩したいと思います。13時から開会します。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第14. 議案第31号

日程第15. 議案第32号

日程第16. 議案第33号

日程第17. 議案第34号

○議長（山本 隆俊） 日程第14、議案第31号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第17、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査、結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、この23年第3回高鍋町議会定例会において、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第31号から議案第34号までの4議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

日時は、9月9日、9月12日、9月13日の3日間、議長を除く、議長はオブザーバー、欠席議員が1人、残り14名の全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明と資料の提出を求め、審査を行いました。

まず、議案第31号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,992万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,054万8,000円とするものです。補正の主なもの、人事異動に伴う人件費の減額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金については、いずれも納付額の確定に伴う増額、各返還金は平成22年度の事業実績に伴う償還金の増額であります。

歳入では、当初課税額が確定したことによる国保税の増額、平成23年度交付決定に伴う前期高齢者交付金の減額、職員給与費相当分の一般会計繰入金の減額等であります。

質疑もなく、討論もなく、審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億307万4,000円とするものです。補正の主なものは、歳出では、浄化センターの汚泥ポンプを制御する装置の修繕のための需用費の増額、人事異動に伴う人件費の調整であり、歳入では、平成22年度事業費の確定に伴う財源調整等であります。質疑に入り、汚泥ポンプの修繕料は修理で大丈夫なのかとの問いに、修理で大丈夫ですとの答えがありました。

討論はなく、審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成22年度事業費確定に伴い、歳入の費目間の財源調整をするものです。

討論も質疑もなく、審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は歳入歳出をそれぞれ1億2,493万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億5,614万3,000円とするものです。今回の補正の主なものは、歳出では人事異動に伴う人件費の増額、介護給付費については、サービス利用者数の見込みにより、居宅介護サービス給付費を増額し、施設サービス給付費を減額するものです。

また、平成22年度事業費確定に伴い、支払基金、国及び県と一般会計の返還金の増額、介護給付費準備基金への積み立てを行うものです。歳入では、平成22年度需用費の確定に伴う繰越金の増額、人件費増額分相当の一般会計繰入金、支払基金、県負担金の増額であります。質疑に入り、施設サービス給付費減額の理由はとの問いに対し、法に基づくベッド数減少によるものと、また介護給付費準備基金の残高は幾らかという質問に対し、1億9,000万円との答えでありました。

討論もなく、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上をもって、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

議案第31号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第35号

○議長（山本 隆俊） 日程第18、議案第35号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第35号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,580万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億3,416万4,000円とするものでございます。今回の補正は、中央公民館の屋根防水補修工事と7月、8月、9月の台風襲来に伴う道路及び河川災害対応のため、予算不足を生じた時間外勤務手当について補正するものでございます。財源は繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明を申し上げたいと思います。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款8土木費の土木総務費と道路新設改良費でございますが、この3連休に襲来いたしました台風15号は、南方海上に長時間停滞し、県内にも大雨をもたらしております。本町におきましても、小丸川の水位が上昇したため竹鳩橋の通行止め、また下降したときには解除、また水門操作及び坂本坂等の巡回のため、職員を早朝・夜間・休日等に待機させましたことから、時間外勤務手当の不足が生じたものでございます。

次の款10教育費の公民館費でございますが、中央公民館ホールの客席天井から雨音が聞こえるということで点検いたしましたところ、客席の左右側面の上部天井裏に漏水箇所数箇所を目視で確認をしております。現在は、客席に水滴が落ちるまでに至ってはおりませんが、このまま放置いたしますと、アスファルト防水の劣化によります雨漏り箇所の拡大あるいは照明設備等電気系統の漏電が起こるおそれが懸念されます。

また、カビの発生によりまして、天井内装材の損傷が進みますと天井の張り替えが必要となってまいります。が、天井、このホールの天井高は10メートル以上ございまして、さらに多額の経費がかかることが予想されます。そこで今回できるだけ早急に雨漏りをとめるための屋根防水補修工事の経費を計上したものでございます。工事の概要につきましては、その屋根面積が1,330平方メートルございまして、これの既存防水シートのはぎとりとアスファルト防水塗装工事を行うこととしております。

歳入の財源といたしましては、繰越金で対応することといたしました。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、竹鳩橋の開閉の問題、時間外の問題なんですが、今もう本当に環境変化で、地球温暖化の問題で、もうとんでもないところに台風が行ったりとか、とんでもない水量があったりとかということで、非常に危惧される部分があるんですが、

これから余り台風が来ないと予想してるのかどうか私わかりませんが、これぐらいの金額で大丈夫なのかなというのがちょっとあったんですが、そこの積算はどういうふうに行われているのでしょうか。やはり、もしまた不足額を生じるようなことがあると、途中で予算がないまま職員を配置しなければならないという状況が出てきたときに非常に困るんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはどういうふうに行われたんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 確かに、議員がおっしゃいますように、台風の動向が、いつ上がっていくのかというのが全く予測ができない状況でございます。今回におきましては、たまたま3連休の中に停滞して大雨等を降らして、こういった時間外の労費が出てきたと、これ以後、この予算で足りるかというのは、本来であれば、通常勤務であれば時間外発生しないんですけど、たまたま今回は3連休の間に停滞して大雨になったという事態ですので、今現在の予想ではこれで足りるんじゃないかという認識をいたしております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第19、発議第4号公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、八代輝幸議員。

○15番（八代 輝幸君） 発議第4号公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書について。提出者、高鍋町議会議員八代輝幸。賛成者、柏木忠典、岩崎信や、中村末子、青木善明、山本隆俊、各議員です。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書。9行目から読ませていただきます。

J R三島会社は——ここでいいます三島会社とは、J R九州、J R四国、J R北海道を総称した呼び名であります——営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策をもとに黒字を確保する形で設立されました。

少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。こうした中、本年度末には、J R三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。

東日本大震災の教訓から地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R三島・貨物会社の社会的な役割とまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみればJ R発足25年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と、地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

J Rは、地域住民の足として国民生活に欠くことのできない存在です。しかし、J R三島・貨物会社に講じられている税制特例は、平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降支援策が講じられなければ再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至です。よって、高鍋町議会は政府に対し、次年度の税制改正において、下記の事項において、実施されるよう強く要望します。

記。

1、J R三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置、いわゆる承継特例、三島特例などを恒久化すること。

2、J R三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌動用車両などの動力源用軽油に対する軽油取引税については、現在の減免措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月22日、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に提出します。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第4号公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第5号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第20、発議第5号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。14番、柏木忠典議員。

○14番（柏木 忠典君） 発議第5号郵政改革法案の早期成立を求める意見書について、上記の提案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により、提出をいたします。提出者、柏木忠典。賛成者、岩崎信や、中村末子、青木善明、山本隆俊、八代輝幸。

読み上げて提案にさせていただきたいと思います。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書。

これまで郵便局は、地域社会において情報・安心・交流の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がったなど、利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局があらわれ、公益性・地域性が失われるおそれがある。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣僚決定され、通常国会に提出されたが、以後、秋の臨時国会、先の通常国会と、まだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣に提出をいたします。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、発議第5号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議員派遣の件について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第22. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第22、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第23. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第23、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会

の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第24. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第24、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会・協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

議会広報委員会委員の皆さんは、この後委員会を開きますので、第2委員会室にお集まりください。

午後1時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員